

# 第 1 3 8 回東海市長会通常総会 決 議 (案)

令和 6 年 5 月 1 6 日  
東 海 市 長 会



## 地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は、都市自治体の経済・財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、こども・子育て政策の強化をはじめ、物価高への対応や頻発する大規模災害への対応、デジタル化・脱炭素化の推進や地方創生の実現、福祉・医療・教育の充実、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている中、安定的な都市税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに、十分な議論を経て合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。
3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう見直すこと。
4. 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方の財政運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

5. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡

充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

6. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存することなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
7. 地方創生、人口減少対策をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、地域経済の基盤強化、医療・介護等の社会保障、雇用対策、デジタル化、脱炭素化の推進や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備など、増大する都市自治体の財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。
8. 疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高騰等へ対応するため、都市自治体の安定的な行政運営に必要な財源を確保すること。

また、原油価格・物価高騰等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

9. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して、応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

令和5年度に創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

10. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。
  11. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助単価等を現下の資材価格高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。
- また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。
12. デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。
  13. 都市自治体がデジタル社会における地方創生の実現に向け、地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を継続・拡充するなど、十分な地方財源を確保し、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。
  14. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化に係る費用など、必要な支援や十分な財政措置を講じること。また、令和7年度末とされている移行完了時期については、都市自治体の実情を十分留意したうえで、業務に支障が生じないよう適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

- 1 5. 人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- 1 6. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については、都市自治体の意見を十分に尊重すること。
- 1 7. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。
- 1 8. 日本語初期指導教室の制度化や、外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。
- 1 9. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げる等、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。併せて、全国で介護人材の不足が懸念されており、介護難民の増加を抑制するためにも介護人材の確保に向けた更なる支援策を講じること。
- 2 0. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、医療保険制度改革に伴い、保険者の財政運営に支障が生じないように、国の責任において万全の対策を行うこと。

- 2 1. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、事業における国の負担割合の見直しや国庫負担基準の引上げ等、十分な財政措置を講じること。

- 2 2. 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、老朽化に対応する改築、長寿命化や防災機能の強化等を計画的に実施できるよう、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図るとともに、十分な予算を確保すること。

特に、空調設備整備、トイレの洋式化、エレベーター設置等のバリアフリー化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など、施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

また、学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調（冷暖房設備））事業について、令和7年度までとなっている国庫補助率の引上げ期間を延長すること。

- 2 3. G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、I C T環境の維持・改善、端末や関連機器の更新等について、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。

また、L T Eモデルタブレット端末の運用経費等への財政支援を講じるとともに、

通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

24. GIGAスクール運営支援センター整備事業や通信ネットワークの整備などに係る経費について、継続して財政支援を講じること。

25. 公共施設等の集約化・複合化、転用及び廃止等を着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、交付税措置を拡充すること。

26. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、下水道事業における防災・減災・国土強靱化に寄与する老朽化対策などについて、十分な財政支援を講じること。

27. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに、関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。

また、地域公共交通は住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、各種交通事業者に対して持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を行うこと。

28. 亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を早期に創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

以上決議する。

令和6年5月16日

東海市長会

## 防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。令和6年能登半島地震において、発災時の甚大な被害とともに余震の継続や積雪等厳寒環境、地理的な状況により、被害の拡大と救援・救助活動への影響を目の当たりにしたところであるが、今なお道路や上下水道などのインフラの復旧も進んでいない状況であり、これらは南海トラフ地震においても憂慮すべきことである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 国土強靱化を強力かつ計画的に推進できるよう、新庁舎、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備に係る予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、次期国土強靱化対策についても中長期的な見通しの下、取組が着実に推進できるよう、引き続き対策を講じること。また、大規模災害が発生した際、迅速かつ円滑な避難や支援が可能となるよう、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、暫定2車線区間の4車線化や幹線道路のダブルネットワーク化、避難路の整備とともに、老朽化が進む橋梁の耐震化・長寿命化、上下水道の耐震化・老朽化対策、マンホールの浮上防止を継続的に進めること。特に、令和6年度から社会資本整備総合交付金の交付対象事業となった水道事業については、水道設備の耐震化を加速させるため、交付率の引き上げ、交付対象事業の拡大や採択基準の緩和を図るなど、財政支援の充実強化を図ること。
2. 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化するとともに、対象事業を拡大する等の一層の強化を図るなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。
3. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
4. 住宅の耐震補強事業について、普及・促進を図るため、耐震補強工事等への財政支援制度を拡充するとともに、部分的に補強する耐震改修や耐震シェルターについても

財政支援制度を創設すること。

5. 大規模地震発生時の生活用水を確保するため、避難所への防災井戸整備について、財政支援制度の拡充及び補助要件の緩和を図ること。
6. 南海トラフ地震などの津波浸水予測区域における被災後の迅速な復旧・復興につながる地籍調査について、重点的な財政支援等、更なる推進を図ること。
7. 大規模災害発生における被災自治体への支援の際の事務効率化を図るため、被害認定調査・罹災証明書交付から支援金等の支給までの業務について、国において業務の標準化や統一化を図り、参考様式などを作成し、提示すること。
8. 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。  
また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。
9. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

以上決議する。

令和6年5月16日

東海市長会

## こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来すなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題でもある。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

昨年、決定された「こども未来戦略」において示された、今後3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づく具体的な施策について、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して取り組めるよう、制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. こども・子育て施策の強化に必要な財源は、こども・子育ての基本となるべき施策に地域間格差が生じないように、国の責任において、地方財源も含めて確実に確保すること。併せて、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる財源の確保・充実を図ること。
2. 児童手当の拡充の実施に当たっては、都市自治体や児童手当受給対象者に混乱が生じることなく的確な対応が可能となるよう、児童手当の認定に係る事務の実態を踏まえて、制度改正等を十分に検討のうえ、早期に決定するとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。
3. こども医療費について、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。
4. 幼児教育・保育の無償化やこども未来戦略「加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の拡大に対応するため、地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置の拡充などの支援措置を国の責任において講じること。

また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る全体の給与を底上げする抜本的な改革を行うこと。

5. 待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。
6. 特別な配慮を要するこどもの保育所等における受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を図ること。
7. 学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすことに鑑み、その実施に当たって、学校給食の無償化に取り組む都市自治体の増加により、

地域間格差が生じることがないようにし、保護者の経済的負担を軽減することでこども・子育て環境の充実を図れるよう、法制面等における課題整理を行ったうえで、国の責任において学校給食を無償とし、必要な財源を確保すること。

以上決議する。

令和6年5月16日

東海市長会